

Section

1

ながさき産業振興プラン
2025

第1編

ながさき産業振興プラン2025の概要と
本県産業を取り巻く現状・課題

序章.計画概要

計画策定にあたって

策定趣旨

我が国では2008年を境に人口減少社会に突入し、それに伴う働く世代の減少に対応するために様々な戦略を策定し、その対策を進めています。

国全体よりも人口減少・高齢化のスピードが速い本県においては、時代の変化を的確に捉え、限りある資源を効率よく活用し、県民が夢や希望を持ち、豊かな生活を営むことができるよう知恵を絞ることが求められています。多くの方々が活躍し支え合い、それに伴い力強い元気な産業が育ち、地域に活力が生まれていくことが必要です。

現行の「ながさき産業振興プラン」(以下「現行プラン」という。)期間中には、県民の皆様とともに県内産業の振興に取り組み、金融・保険、BPO¹、さらには情報通信(IT)関連産業の誘致実現や雇用の創出など一定の成果がありました。

一方で、県内産業全体を俯瞰すると、生産性向上、高付加価値化や経営基盤強化への遅れ、産業人材の不足など、依然として課題も抱えています。

加えて、2019年12月に確認された新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大は、国内外の経済に甚大な影響をもたらしており、本県においても、これまでに経験したことがないような未曾有の危機に直面しています。

このように、本県を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、本県の総合計画「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」が2020年12月に策定されました。

「ながさき産業振興プラン2025」は、現行プランの計画期間の終了を受け、総合計画の方向性に沿った産業労働施策の展開に向けて、本県産業の持続可能な発展を実現するための道標として策定するものです。

計画の位置づけ

本プランは、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の部門別計画にあたり、産業・労働部門に特化した計画となります。

対象となる産業分野は、県内産業のうち、製造業及びサービス産業²です。また、『長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例』第16条に定める「中小企業の振興を図るための施策を総合的に推進する計画」にあたり、県内企業の99.9%を占める中小企業・小規模企業の振興計画でもあります。

¹ [BPO] Business Process Outsourcing の略。業務プロセスの効率化、最適化を目的に、企業が社内の業務処理の一部を専門の事業者へ外部委託(アウトソーシング)すること

² [サービス産業] 本プランにおいて、本県では「サービス産業」=「第3次産業」としている。なお、サービス産業のうち、本県経済の規模拡大を図る「県外需要の取込」、県内消費の活性化を図る「新サービスの創出」、人材育成やICT(情報通信技術)の基盤整備を図る「生産性の向上」に資するという観点から、「卸売・小売業」「宿泊・飲食サービス業」「情報通信業」を主な支援対象としている。

- 第 16 条 知事は、中小企業の振興を図るための施策を総合的に推進する計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。
- 2 計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 基本方針
 - (2) 具体的な振興策
 - (3) 数値目標
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関し必要な事項
 - 3 知事は、計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者及び中小企業関係団体の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 知事は、計画を定めるときは、議会の議決を経て、これを公表するものとする。
 - 5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

計画期間

本プランは、平成 28 年度から令和 2 年度までの県の産業振興計画を定めた現行プランの後継計画で、令和 3 年度から令和 7 年度までの本県産業の振興計画を定めるものです。

図表 1

